

# 栃木県公報

平成30(2018)年 7月10日(火) 第3002号

_		
<u></u>	目	次
	規	則
○栃木県行政組織規程の一部改正		589
	告	示
○公印の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		589
○生活保護法による指定施術機関の指定	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	590
		指定
○難病の患者に対する医療等に関する法律に		医療機関の指定
	公	告
○特別保護地区の指定予定	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	591
+	·B	FU
	見	則
栃木県規則第三十六号		
栃木県行政組織規程の一部を改正する規則	を次のよ	<b>~</b> に揺める。
平成三十年七月十日		
		栃木県知事 福 田 富 一
栃木県行政組織規程の一部を改正する		
栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木里		
、 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の	,改正後の5	禰に掲げる規定に傍線で示すように改正する。
改 正 後		改 正 詣
器 圖		图 图
1		1
		2 栃木県東京事務所事業推進室大阪分室の位置
		は、当分の間、第三十五条第五項の規定にかかわ
		らず、東京都千代田区とする。
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~		

哥哥

この規則は、平成三十年七月三十日から施行する。

(人事課)

# 告示

## 栃木県告示第367号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程(昭和49年栃木県訓令第15号)第12条の規定により告示する。 平成30 (2018) 年7月10日

栃木県知事	福	H	官	_
	111111	111	<del></del>	

名称	印影	サ 法 (ミリメートル) 書 体	用途	使用開始期 日	公印管理者
----	----	------------------	----	---------	-------

(文書学事課)

# 栃木県告示第368号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

指定年	F FI	П	施		施 術 者		扩	色	術	戸	Í
11日 化 4	十 万	П	氏	名	住	所	名	称	所	在	地
平成30(2 4月1日	,	年	池田	貴憲	鹿沼市茂呂2		保健接信	<b></b>	小山市才 121号	<b>芝垣町1-</b>	13-2
平成30(2 6月1日	(=010)	年	薄葉	維一郎	那須郡那須 722番地12	町大字湯本	こてやま	ま 整骨院	宇都宮市	方鐺山町20	023-7

(保健福祉課)

# 栃木県告示第369号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を したので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

# 薬局

名	称	所	在	地	開	設	者	名	指定年月日
みのり薬局		河内郡上 2-25-7	三川町	しらさぎ	株式会社	Lフォ	ルマ、	>	平成30 (2018) 年 6月1日

# 栃木県告示第370号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 病院又は診療所

名称	所 在	地	開設者	省 名	指定年月日
----	-----	---	-----	-----	-------

医療法人いぶき会小倉医師 会通りクリニック	佐野市植上町1752-2	医療法人いぶき会	平成30 (2018) 年 5月28日
宇都宮中央眼科	宇都宮市砥上町151-4	稲田 隆之	平成30(2018)年 6月22日

#### 2 薬局

名	称	所	在	地	開	設	者	名	指定年月日
東邦薬局宇都宮野沢店		宇都宮市野	予沢町45	番地 1	株式会社ヘルスケ		カラ	ファイン	平成30 (2018) 年 4月1日
みのり薬局		河内郡上 2-25-7	三川町	しらさぎ	株式会社	とフォ	ルマ、	~	平成30 (2018) 年 6月1日

# 3 指定訪問看護事業者等

名	称	所	在	地	開	設	者	名	指定年月日	
訪問看護ステーチ・うつのみ・		宇都宮市5	元今泉 7	7丁目32番	株式会社	上孫の言	手しる	らつけ	平成30(2018)4 4月1日	年
訪問看護ステ	ーションえん	栃木市大	平町富日	∃1674−2	合同会社	上ケーン	アイ		平成30(2018)4 5月30日	年

(健康増進課)

# 公告

## ○特別保護地区の指定予定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案を、栃木県環境森林部自然環境 課及び栃木県矢板森林管理事務所において、平成30(2018)年7月10日から同月24日まで一般の縦覧に供する ので、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての 意見書を提出することができる。

平成30 (2018) 年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

特別保護地区	特別保護地区の	特別保護地区の	特別保護地区の保護に関する指針の案
の 名 称	区域及 び面積	存 続 期 間	
高原山特別保護地区	1 区域 矢板市長井字ザラ メキ2597-1、字ヨベイ2599-1、字大河原 2601、2601-1、字水の木折戸2600-1、字 灰焼場2603-1、字弓 張2920-1、2920-2、 2921、2923、2930-2、 2933-2の区域一円。 2 面積 221ヘクタール	平成30 (2018) 年11月 1日から 平成40 (2028) 年10月 31日まで	1 県指定特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定特別保護地区の指定目的 高原山鳥獣保護区は、矢板市北西 部に位置する高原山系のミツモチ山 頂から南東斜面を中心とした地域で あり、落葉広葉樹林が優占する林相 を形成している。このような環境を 好む森林性から、疎林林縁性の鳥類 としてアカゲラ、ウグイス、エナガ など、獣類としては、主にキツネ、 タヌキ、リスなどの中・小型の種に 加え、ツキノワグマ、ニホンジカ等

の大型の種が生息している。 特に当該鳥獣保護区の中でも、標 高600mから1,200m程度の地帯は良 好なブナ、ミズナラなどの天然の落 葉広葉樹林による豊かな自然環境を 形成しており、野生鳥獣にとって良 好な生息環境となっている。「レッ ドデータブックとちぎ」掲載種とし て、ヤマドリ、ハイタカ、サンショ ウクイ、サンコウチョウ、クロツグ ミ、コサメビタキ、ヨタカ、オオタ カ、フクロウ(準絶滅危惧(C)) の生息が確認されている。 このため、当該区域は高原山鳥獣 保護区の中でも、特に鳥獣の保護繁 殖を図る必要があると認められるこ とから、鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律第29条第 1項の規定による特別保護地区に指 定し、鳥獣保護及び鳥獣の生息域の 保護を図るものである。 3 管理方針 (1) 特別保護地区の再指定後、速や かに制札の点検、必要に応じ設置 を行う。また、随時密猟防止のた めの見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。

(自然環境課)